

## 北名古屋水道企業団事後審査型一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北名古屋水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事のうち、入札後に落札候補者の入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たす場合に落札を決定する一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査型一般競争入札の実施対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が8,000万円以上の建設工事の中から、北名古屋水道企業団業者選定審査会規程（昭和58年西春日井郡東部水道企業団規程第2号）第2条に規定する北名古屋水道企業団業者選定審査会（以下「審査会」という。）の審議を経て企業長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、企業長が必要であると認めるときは、対象工事以外の建設工事においても事後審査型一般競争入札を実施することができる。

(入札参加資格)

第3条 事後審査型一般競争入札に参加できるものは、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 当該契約に係る業種における有資格業者であり、入札公告の日から落札決定までの間、企業団において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていない者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、入札公告に掲げられた対象工事の資格要件を全て満たす者

2 企業長は、対象工事の種類又は性質により必要があるときは、審査会の審議を経て、次に掲げる資格要件を対象工事ごとに設けることができる。

- (1) 当該対象工事の種類について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23の規定による経営事項審査の総合評定値が別に定める数値以上であること。
- (2) 企業団管内（北名古屋市・豊山町）又は愛知県内に法第3条第1項の規定による建設業許可を受けた契約締結先となる本店又は営業所等を設置しているこ

と。

- (3) 当該対象工事に現場代理人、監理技術者等が適正に配置できること。
- (4) 当該対象工事と同種工事の施工実績があること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、企業長が特に必要と認める要件を満たしていること。

3 共同企業体の場合は、当該共同企業体の構成員については、前2項の規定を準用する。

(入札の公告)

第4条 企業長は、事後審査型一般競争入札を行う場合、自治令第167条の6第1項及び北名古屋水道企業団契約規程（平成20年北名古屋水道企業団規程第2号）第5条の規定に基づき公告するものとする。

2 前項の公告及び設計図書は北名古屋水道企業団ホームページ又はあいち電子調達共同システム（CALS/EC）（以下「電子調達システム」という。）に掲載するものとする。

(入札参加申請)

第5条 事後審査型一般競争入札に参加することを希望する者は、前条の規定による公告において指定された期間内に、事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1）を企業長に提出しなければならない。

(落札候補者の決定)

第6条 事後審査型一般競争入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者（最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札したもの）を落札候補者として決定する旨を電子調達システムにより通知し、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。

2 前項の落札候補者となる者が2以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

(入札参加資格確認審査書類等の提出)

第7条 企業長は、落札候補者に対し、落札候補者となった旨を速やかに連絡し、事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2）及び当該公告に示す入札参加資格確認審査書類等（以下「確認書類等」という。）の提出を求めるもの

とする。

- 2 落札候補者は、企業長から確認書類等の提出を求められた日から起算して2日（北名古屋水道企業団の休日を定める条例（平成元年西春日井郡東部水道企業団条例第3号）第1条第1項各号に規定する企業団の休日を除く。）以内に確認書類等を企業長が指定する場所に提出するものとする。この場合において、確認書類等は返却しないものとする。

（入札参加資格要件の確認等）

第8条 企業長は、入札参加資格要件に基づき、第1順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの確認を行い、確認をした結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合には、その者のした入札を無効とし、次に低い価格を提示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について確認を行う。この場合において、本項中「第1順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替えるものとする。

- 2 第6条第1項の規定による落札候補者の順位により順次確認を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで行うものとする。

- 3 前2項の確認結果について、審査会に内申し、審査会の審議を経て、企業長が落札者を決定する。

（落札者の決定等）

第9条 企業長は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていると判断したときは、当該落札候補者に対して事後審査型一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第3）により通知し、併せて落札者に決定した旨を電子調達システムにより通知するものとする。

- 2 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないと判断したときは、当該落札候補者に対して事後審査型一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第3）により通知するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から施行する。

様式第1（第5条関係）

## 事後審査型一般競争入札参加申請書

年 月 日

（宛先）北名古屋水道企業団企業長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付で入札公告のありました下記の工事に係る事後審査型一般競争入札に参加したいので、申請します。

記

- 1 工事名
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所

様式第2（第7条関係）

## 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

（宛先）北名古屋水道企業団企業長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付で入札公告のありました下記の工事に係る事後審査型一般競争入札について、添付書類を添え、入札参加資格の確認を申請します。

なお、この申告書及び添付書類の記載事項は、真実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事名
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所
- 4 資格確認事項  
別添のとおり

#### 4 資格確認事項

・所在地			
・工事の 総合評定値		・建設業許可番号	
・専任の配置予定の技術者氏名			
技術者氏名			
工事に係る監理技術者資格者証の交付番号			
・同種工事の施工実績			
発注者名			
工事名			
路線等の名称			
工事場所			
工期			
契約金額			

(記載要領及び注意事項)

- 1 総合評定値は、申請日に1年7箇月を経過しない審査基準日の総合評定値通知書\_\_\_\_\_工事の総合評定値を記載すること。
- 2 当該工事と同種の工事のうち過去\_\_\_\_年間以内の工事实績を1件記載すること。
- 3 上記のほか、申請書提出時には次の資料等を提出すること。
  - (1) 建設業許可通知書の写し
  - (2) 経営事項審査の結果通知書の写し(申請日に1年7箇月を経過しないもの)
  - (3) 管理技術者証又は国家資格を有する主任技術者証の写し
  - (4) 同種工事の施工実績が確認できる書類

「工事实績情報サービス(CORINS)」による登録内容確認書の写し(技術データを含む。)を添付すること。施工実績の内容が確認できないときは、契約書、設計書、仕様書等の写しを添付すること。

様式第3（第9条関係）

第 号  
年 月 日

## 事後審査型一般競争入札参加資格確認結果通知書

様

北名古屋水道企業団企業長

年 月 日付で申請のありました事後審査型一般競争入札の参加資格について、下記のとおり確認しましたので通知します。

記

入札公告日	年 月 日
工 事 名	
路線等の名称	
工 事 場 所	
入 札 参 加 資 格 の 有 無	有 ・ 無
	(入札参加資格要件を満たしていないと認めた理由)